

『人間文化創成科学論叢』 投稿規定

本誌は、外部審査制度を採用しているお茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科の学術雑誌である。投稿を希望する場合は、以下の諸点に留意の上、『人間文化創成科学論叢』編集委員会に論文を提出すること。

1. 『人間文化創成科学論叢』は、お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科博士後期課程の大学院生及び修了者、同大学に所属する教員、前教員、その他編集委員会が特に認めた者の投稿を受け付ける。大学院生には休学者も含む。修了者とは、学位取得者及び単位取得退学者を意味する。また中途退学者も投稿可能である。
2. 投稿論文は日本語原稿については、横書き及び縦書きとも、400字詰め原稿用紙40枚相当のA4版ワープロ原稿とする。外国語原稿の使用言語は原則として英語、仏語、独語、中国語のいずれかとする。
3. 日本語原稿には外国語要旨(200語以内)を付すこと。使用言語は原則として英語、仏語、独語、中国語のいずれかとする。また外国語原稿には日本語要旨(600字以内)を付すこと。
4. 原稿は、オリジナルとコピーそれぞれ1部ずつ、合計2部提出のこと。
5. 投稿申し込み、原稿提出期限は各年度の編集委員会が指示する。提出された原稿は原則として返却しない。
6. 編集委員会は審査を査読者に依頼する。審査は第一次審査(お茶の水女子大学所属教員による)及び第二次審査(当該論文を研究領域とする学外専門家による)の二段階とする。編集委員会は審査結果に基づき採否を決定する。
7. 投稿に当たっては『人間文化創成科学論叢』執筆要領を参照すること。
8. 投稿に際して他の文献等から図、表、写真などの転載を行う場合は、投稿者が自らの責任において必要な手続きをとり、転載許可書のコピーを印刷原稿に添えて提出すること。著作権に関する係争が発生しても、編集委員会は一切関与しない。許諾に要する費用は、投稿者の負担とする。
9. 掲載論文の著作権はお茶の水女子大学人間文化創成科学研究科に帰属するものとする。転載を希望する場合には、人間文化創成科学研究科の許可を必要とする。
10. 投稿についての問い合わせ先：
お茶の水女子大学人間文化創成科学研究科
『人間文化創成科学論叢』編集委員会
住所：〒112-8610 東京都文京区大塚 2-1-1
メール・アドレス：ronso@cc.ocha.ac.jp

(2007年6月13日『人間文化創成科学論叢』編集委員会)